

産業廃棄物の判定基準

特別管理産業廃棄物の判定基準（廃棄物処理法施行規則第1条の2）と一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場に係る水質基準

単位：mg/L ND：検出されないこと

	燃え殻・ばいじん・鉱さい			廃油（廃溶剤に限る）		汚泥・廃酸・廃アルカリ				最終処分場					
	①燃え殻・ばいじん・鉱さい	②処理物（廃酸・廃アルカリ）	③処理物（②以外）	④処理物（廃酸・廃アルカリ）	⑤処理物（④以外）	⑥汚泥	⑦廃酸・廃アルカリ	⑧処理物（廃酸・廃アルカリ）	⑨処理物（⑧以外）	一般廃棄物及び管理型			安定型		遮断型
										⑩周縁地下水	⑪処理水（保有水）	⑫放流水	⑬周縁地下水	⑭浸透水	⑮周縁地下水
アルキル水銀	ND	ND	ND			ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
水銀又はその化合物	0.005	0.05	0.005			0.005	0.05	0.05	0.005	0.0005	0.005	0.005	0.0005	0.0005	0.0005
カドミウム又はその化合物	0.09	0.3	0.09			0.09	0.3	0.3	0.09	0.003	0.03	0.03	0.003	0.003	0.003
鉛又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3	0.01	0.1	0.1	0.01	0.01	0.01
有機燐化合物						1	1	1	1		1	1			
六価クロム化合物	1.5	5	1.5			1.5	5	5	1.5	0.05	0.5	0.5	0.05	0.05	0.05
砒素又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3	0.01	0.1	0.1	0.01	0.01	0.01
シアン化合物						1	1	1	1	ND	1	1	ND	ND	ND
PCB				(廃油：0.5mg/kg)		0.003	0.03	0.03	0.003	ND	0.003	0.003	ND	ND	ND
トリクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1	0.01	0.1	0.1	0.01	0.01	0.01
テトラクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1	0.01	0.1	0.1	0.01	0.01	0.01
ジクロロメタン				2	0.2	0.2	2	2	0.2	0.02	0.2	0.2	0.02	0.02	0.02
四塩化炭素				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02	0.002	0.02	0.02	0.002	0.002	0.002
1,2-ジクロロエタン				0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04	0.004	0.04	0.04	0.004	0.004	0.004
1,1-ジクロロエチレン				10	1	1	10	10	1	0.1	1	1	0.1	0.1	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン				4	0.4	0.4	4	4	0.4	0.04	0.4	0.4	0.04	0.04	0.04
1,1,1-トリクロロエタン				30	3	3	30	30	3	1	3	3	1	1	1
1,1,2-トリクロロエタン				0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06	0.006	0.06	0.06	0.006	0.006	0.006
1,3-ジクロロプロペン				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02	0.002	0.02	0.02	0.002	0.002	0.002
テウラム						0.06	0.6	0.6	0.06	0.006	0.06	0.06	0.006	0.006	0.006
シマジン						0.03	0.3	0.3	0.03	0.003	0.03	0.03	0.003	0.003	0.003
チオベンカルブ						0.2	2	2	0.2	0.02	0.2	0.2	0.02	0.02	0.02
ベンゼン				1	0.1	0.1	1	1	0.1	0.01	0.1	0.1	0.01	0.01	0.01
セレン又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3	0.01	0.1	0.1	0.01	0.01	0.01
1,4-ジオキサン	0.5 ¹⁾	5 ¹⁾	0.5 ¹⁾	5	0.5	0.5	5	5	0.5	0.05	0.5	0.5	0.05	0.05	0.05
クロロエチレン										0.002			0.002	0.002	0.002
ほう素及びその化合物											50	50			
ふっ素及びその化合物											15	15			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物											200	200			
水素イオン濃度											5.8以上8.6以下				
生物化学的酸素要求量											60	60		20	
化学的酸素要求量											90	90		40	
浮遊物質											60	60			
ノルマルヘキサン(鉱油類)											5	5			
ノルマルヘキサン(動植物)											30	30			
フェノール類含有量											5	5			
銅含有量											3	3			
亜鉛含有量											2	2			
溶解性鉄含有量											10	10			
溶解性マンガン											10	10			
クロム含有量											2	2			
大腸菌群数											3000個	3000個			
窒素含有量											120	120			
炭含有量											16	16			
電気伝導度又は塩化物イオン											-	-			-
ダイオキシン類(TEQ換算)	3ng/g ²⁾	100pg/L ²⁾	3ng/g ²⁾			3ng/g	100pg/L	100pg/L	3ng/g	1pg/L	10pgQ/L	10pgQ/L			
根拠法令	判定基準省令	廃掃法施行規則	判定基準省令	廃掃法施行規則	判定基準省令	判定基準省令	廃掃法施行規則	廃掃法施行規則	判定基準省令	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令					
	別表第1・第5	別表第2	別表第6	別表第2	別表第6	別表第5	別表第2	別表第2	別表第6	別表第2	別表第1	別表第1	別表第2	別表第2	別表第2

注 1)ばいじん及びその処理物に適用する 2)鉱さい及びその処理物は除外する

金属を含む産業廃棄物に係る判定基準

	埋立処分	海洋投入処分		
	汚泥等 (mg/L)	動植物性残さ等 (mg/kg) *1	廃酸・廃アルカリ家畜 糞尿 (mg/L) *1	汚泥 (mg/L) *2
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND
水銀又はその化合物	0.005	0.025	0.025	0.0005
カドミウム又はその化合物	0.09	0.03	0.03	0.003
鉛又はその化合物	0.3	1	1	0.01
有機燐化合物	1	1	1	ND
六価クロム化合物	1.5	0.15	0.5	0.05
砒素又はその化合物	0.3	0.15	0.15	0.01
シアン化合物	1	1	1	ND
PCB	0.003	0.003	0.003	ND
トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.01
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.01
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.02
四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.004
1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.002
チウラム	0.06	0.06	0.06	0.006
シマジン	0.03	0.03	0.03	0.003
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.02
ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.01
セレン又はその化合物	0.3	0.1	0.1	0.01
令別表3の3第24号に掲げる有機塩素化合物	-	4	4	1
銅又はその化合物	-	10	10	0.14
亜鉛又はその化合物	-	20	20	0.8
弗化物	-	15	15	3
ベリリウム又はその化合物	-	2.5	2.5	0.25
クロム又はその化合物	-	2	2	0.2
ニッケル又はその化合物	-	1.2	1.2	0.12
バナジウム又はその化合物	-	1.5	1.5	0.15
フェノール類	-	20	20	0.2
1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.05
ダイオキシン類	3ng/g	-	-	-
		判定基準省令 別表第2	判定基準省令 別表第4	判定基準省令 別表第3

施行令別表3の2（第6条関係）

1	アミノ酸、核酸分解物若しくは有機酸若しくはこれらの塩類、エチルアルコール、酵素又はビタミン類（これらのうち、農産物を原料として製造され、かつ、食用又は飲用に供することができるものに限る。）の製造業の用に供する分離施設（発酵液の分離に係るものに限る。）、イースト製造業の用に供する原料処理施設及び濃縮施設、さとうきびを原料とする砂糖の製造業の用に供する濃縮施設、蒸留酒製造業の用に供する蒸留施設並びに銅アンモニアレーヨン製造業の用に供するリンターの懸濁液又は蒸煮液の脱水施設
2	ボーキサイトを原料とする水酸化アルミニウムの製造業の用に供する洗浄施設及びろ過施設

*1 施行令別表3の2の1の項に掲げる施設において生じた汚泥又は動植物性残さ

*2 施行令別表3の2の2の項に掲げる施設において生じた汚泥又は建設工事に伴って生じた汚泥